

# 新潟県の義務教育における 学力向上のための提言(抄)

平成15年3月

新潟県学力向上検討会議

## I はじめに

### 1 本県の学力実態と課題

本県小・中学生の学力実態は年々向上してきているものの、まだ、下記に示すような問題点があり、良好な状況にあるとは言えない現状にある。

- ① 全国レベルの学力水準が確保されていないこと
- ② 学力の定着状況に地域間格差が見られること
- ③ 基礎的な知識・技能を習得していない児童生徒が多いこと

これらの問題点を改善していくためには、次の(1)～(3)が大きな課題になっている。

(1) 各学校は、学力実態を数値データ化などで確実に把握し、問題点の要因分析等を的確に行うこと。その上で、必要な基礎学力をすべての児童生徒に習得させること。

(2) 家庭や地域は学力向上の重要性を認識し、子どもたちに学ぶ意識を高めること。

(3) 市町村教育委員会や県教育委員会の取組が学校現場に浸透し、一貫した取組として実施されて具体的な効果をあげること。

県教育委員会では、第8次総合教育計画において「21世紀の社会を担う個性と創造性豊かで活力に満ちた我がたのひとづくり」を目指し、学校においては、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに、その基礎の上に、子どもたちの優れた資質や能力などを最大限に伸ばす教育を実施することを重視している。

このことを実現するためには学校、市町村教育委員会、県教育委員会が一貫した考え方の下で、総合的な学力向上対策を実施し、上記(1)～(3)の課題解決を図る必要がある。本会議ではそのための基本的な方向や具体的な取組策について検討してきた。

本冊子は、本会議の検討の結果として、今後、重点的に取り組む必要がある事項に絞って提言をまとめたもの

である。

## 2、検討の対象にした学力

学力については様々なとらえ方があり、学力観が異なっていることは議論がかみ合わないことになる。そこで、本検討会議では、以前から県教育委員会が示してきたA、B、Cの3層構造の学力観に基づき、検討の対象とする学力はA学力を含むB学力とした。その理由は以下のとおりである。

今後の変化の激しい社会を生きていくためには、C学力の自ら学び自ら考える力等の「生きる力」が重要になっている。社会において役立つのは、自分の課題に正面から取組み、自分で考え判断していく問題解決能力である。このC学力は学校で学んだ各教科等の内容を使いこなし応用することによって、より豊かで確かな力となるものであるから、教科の学習において基礎・基本を確実に習得しておくことが重要になる。とりわけ読み、書き、計算等に代表されるA学力は、すべての学習の基盤となるものであるので、いつでも使いこなすことができるまでに習熟しておく必要がある。

ところが、本県の学力実態は、前述のようにB学力の水準は全国レベルが確保されてなく、地域間格差があり、

さらに、A学力の定着状況も良好でないという問題がある。このことから、本県児童生徒にとつてはまず、A学力を含むB学力(意欲・態度等も含む)を確かに身に付けさせることが必要であると考え、この学力を検討の対象としたものである。

### 〔学力構造図解省略〕

A学力：読み、書き、計算に代表される、すべての学習を成立させる上で必須の基礎的な知識・技能

● 話す・聞く、書く、読む、計算、図表やグラフの読み方や活用能力、情報探索の能力など

● 各教科における独自の基礎的な知識・技能も含む

B学力：学習指導要領の各教科の目標、内容として定められたものを全体を一言で表現したもの。次の4項目がその要素となっている。

- ① 「関心・意欲・態度」
- ② 「思考・判断」
- ③ 「表現・技能」
- ④ 「知識・理解」

C学力：「生きる力」としての確かな学力、すなわち、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

## Ⅱ 提言

### 1 学校の取組をどう確実なものにしていくか

#### (1) 学校が取り組むべきこと

児童生徒に学力を付けることは学校に課せられた本来の責務である。そのため教員一人一人が常に自らの指導力を磨き、情熱と使命感をもって指導に当たることが最も大切である。また、校長はリーダーシップを発揮して学力向上のための中長期的な構想をたて、組織的、計画的に改善を実行していくマネジメント能力を発揮する必要がある。このことを踏まえた上で、各学校は、次の取組を実践するよう提言する。

① 学力調査やアンケート等を実施し、自校の学力や学習意欲等の実態を正確に把握するとともに、調査結果の分析により課題を明らかにし、具体的な目標を設定した改善計画を作成すること。その際、ブランドデザインを中心に授業の充実をおこなうなど、授業中心の学校運営に取り組むこと。

② 改善計画には、改善のための具体的な手だてとして、少人数学習、習熟度別学習、小学校での教科担任制、指導細案の共有化等、必要な取組を積極的に組み込む

こと。また、児童生徒等による授業評価も導入すること。

③ さらに、具体的な目標に対する努力の成果や問題点を数値等で明確に把握できるようにし、保護者や地域の人々にも公表・説明すること。

④ 「小学校と中学校」「中学校と高等学校」が連携し、児童生徒が自らの在り方生き方を考え、目的意識や学ぶ意欲を高めるための進路指導を実施すること。

(注) 児童生徒等による授業評価について

アンケート等によって授業の理解度や満足度を調査することをいう。毎時間ではなくても、週、月、学期、こと等の実施が考えられる。質問項目を工夫すれば指導方法等の改善のための検討材料になるし、児童生徒の学習状況を把握する材料にもなる。

また、保護者を対象に授業参観時に実施したり保護者を通して家庭での児童生徒の声を聴取したりすることも考えられる。

(2) 学校の取組をサポートする市町村教育委員会・県教育委員会が取り組むべきこと

#### ア 市町村教育委員会の取組

市町村教育委員会は、管内児童生徒の学力実態を的確に把握するとともに、市町村としての課題を明らかにし、

市町村独自の改善計画を作成して、管内学校の取組の方向性を明確に示す必要がある。その上で、教員の指導力を磨くことを重点に、次の取組を実施しよう提言する。

① 単独又は連携により学習指導センター的な機能をとする組織・施設を設置し、専任の指導主事もしくは指導主事経験のある退職校長等を配置するなどにより、各学校の学習指導改善の取組を支援し、相談に応じられるようにすること。

② 義務教育の直接責任行政機関として、学力向上のための独自の予算付けを検討すること。具体的には、補助教員の採用、あるいは教職員を対象にした「教育論文の募集事業」や「私の得意技発表会」など、創意工夫ある取組を実施すること。

③ 市町村内あるいは郡市内等の学校や教員が互いに切磋琢磨することを通して、それぞれの学校のレベルアップを図るため、地域の教員が集まって教科教育の実践発表や改善効果等の情報交換と研修ができる機会を作ること。

### イ 県教育委員会の取組

県教育委員会は、総合的な学力向上推進プログラムを作成するとともに、全真的視野に立って、教育事務所・県立教育センター等の組織の在り方について見直しを進

めていく必要がある。特に、次の点について重点的に見直しを行うよう提言する。

① 教育事務所は、地域に密着し、地域や学校の課題を共に考え、必要な情報を提供し、改善策を提言して学校がより自立するよう援助する地域訪問指導を実施すること。地域訪問指導においては市町村教育委員会が実施する地域の教員の研修や情報交換を支援すること。

② 県立教育センターは、各教科ごとに県内児童生徒の学力実態をはじめとする学習の状況や問題点を把握・分析し、具体的な指導方法の改善に役立つ教員研修を実施すること。また、地域への出前研修等を行い、地域の課題に対応した教員研修を実施し、学校や教員へのサポート機能を強化すること。

〔注〕 地域訪問指導について、従来の学校単位の個別訪問ではなく、市町村単位又は中学校区単位等で校長及び関係職員が集まり、地域課題の解決のための研修を行う場へ教育事務所の地域担当指導主事が訪問し、学校運営等の改善を中心に指導する。会場を地域内の学校として、具体的な授業を通して指導するなどの工夫も必要である。

## 2 地域全体の取組にするためにどうするか

学力向上は学校の責務であるが、目的意識や学ぶ意欲

学習習慣の育成等は、家庭や地域の在り方も大きくかわっており、本県児童生徒の学力向上には、風土が大きく影響しているという指摘もある。そこで、地域全体で児童生徒の生涯学び続ける意欲を育てる取組を推進するため、学校や市町村教育委員会から地域へ情報発信を含めた次の働きかを強めるよう提言する。

(一) 学校から地域への働きかけ

① 学校は地域の教育専門機関として、学力向上の必要性について強力に啓発を行うため、学力実態や健康面を含めた生活実態等を具体的に示すとともに、学校の取組努力を公表し、課題解決のための家庭や地域の協力的体制が必要であることを説明し理解を得ること。

② 家庭教育の在り方について家庭学習の手引き書などをはじめ家庭での過ごし方などの情報を家庭や地域に配布し、毎日の朝食摂取、排便、学用品の確認等基本的な生活習慣の確立の有無が、学習生活に大きく影響していることなど、啓発すること。

③ 学校は地域に対して、学力向上についての明確なビジョンを示し、地域の学校に対する声に率直に耳を傾けて意見を聴取するとともに、学校の主体性を確立して地域の声を取組に反映させること。

(二) 市町村教育委員会から地域への働きかけ

① 「地域教育会議(仮称)」を立ち上げ、地域の人々が地域の子どもたちの教育について語り合い、学力向上は地域の将来を担う人材育成の基礎・基盤であること、目的意識や学ぶ意欲を醸成する気風づくりが大切であること、家庭でも読書等を含む学習習慣を育てる必要があることなどについて幅広く議論ができる場を設定すること。

② 「地域教育会議(仮称)」の参加者やPTA等の活動者の中から、地域のリーダーを育成し、例えば、ボランティア参加による土曜寺子屋のような地域活動が自主的に運営されるよう働きかけを強めること。

③ 市町村単位の範囲だけでなく郡市等の比較的広い範囲の地域の問題としても論議する場を作り、学力向上が地域の将来にとって大きな課題であることの啓発を図ること。また、市町村教育委員会間の連携・調整を図るために、教育事務所の地域担当指導主事が市町村教育委員会を指導・支援し、具体的な行動に移していくことができるようにすること。

3 全県の学力テストをどう実施し、どう活用するか

学校や市町村教育委員会が自らの改善計画を作成するためにもまた学力向上の取組を地域全体のものにしてい

くためにも、児童生徒の学力実態の正確な把握が不可欠である。特に、本県学力の地域間格差の問題を改善していくためには県内統一した学力調査を実施し、共通の基盤をもって取組を進める必要があるこのため全県の学力テストに関して次の点を提言する。

① 学校及び市町村教育委員会が学力実態を把握して学力向上のための改善計画を立てることができるよう、県教育委員会が主体となつて、県内の全小・中学校が参加する全県学力調査を実施し、その調査結果は、市町村単位で公表すること。

② 学力の定着状況を中心に一人一人の到達状況を測定できる調査とし、単なる知識だけを問う問題ではなく、学力の要素である表現力や思考力などを問う問題も取り入れること。また、学習意欲や学習状況（家庭学習を含む）等を把握する意識調査を実施し、学力調査と関連させて分析し、よりの確な実態把握ができるようにすること。

③ いたずらに競争心をあおることなく、学力を保障するためのモニタリングとして役立つ内容の学力テストにするため、県小学校教育研究会、県中学校教育研究会が十数年間実施してきた学習指導改善調査研究事業の実績を生かし、両研究会や大学と県教育委員会が連携

して調査研究を行うこと。

（省略）取組各機関関係図

### Ⅲ おわりに

学校、市町村教育委員会、県教育委員会が一貫した考え方の下で、それぞれの役割を確実に実行していくためには、全体を動かしていく県教育委員会のリーダーシップが重要となる。今後、県教育委員会では、本冊子にまとめた提言に沿って学力向上推進プログラムを策定し、それに基づいて具体的な施策を展開していく必要がある。学校、市町村教育委員会においても、ぜひ、本冊子にまとめた内容に沿って具体的な取組を開始するよう強く要望する。